

6 / 1 から「タクシー利用助成事業」の対象地域が拡大

回 覧

タクシー利用券の交付対象者…次の①②のいずれも該当する人

5 月 1 日から受付開始

①市内在住で、市街化調整区域（対象地域）に住所を有する人

②利用券申請時に 70 歳以上、または運転免許を持っていない 65 歳以上の人

【市街化調整区域（対象地域）】

竹袋、別所、宗甫、平岡、小林の一部、大森の一部、鹿黒、亀成、発作、浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉、武西、戸神、船尾、松崎、結縁寺、多々羅田、草深の一部、泉、瀬戸、山田、山平、平賀、吉高の一部、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、中根、荒野、角田、竜腹寺の一部、惣深新田飛地、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、立埜原、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、その他市街化区域を除く地域

助成金額… 1 枚 800 円 1 回の利用で利用できる枚数は 1 枚です。 ※超えた差額は、自己負担です

配布枚数…月 8 枚交付し、年度の 3 月までの月数分を一括交付します。 ※月の利用回数の上限は 8 回です

利用方法…利用料金の支払い時に、タクシー利用券をタクシーの乗務員に渡し、タクシーの利用料金とタクシー利用券との差額を支払ってください。

- ・タクシーの乗車及び降車場所のいずれかが自宅居住地区内である場合に限りです。
- ・本券は本人以外が使用することはできません。※家族や他人への譲渡はできません。
- ・使用したタクシー利用券の合計がタクシーの利用料金を超える場合であっても、その差額をお釣りとして受け取ることはできません。
- ・印西市福祉タクシー利用券と併用して使用することはできません。
- ・タクシー利用券を有する 2 人が同乗したときは、それぞれ 1 枚を限度にタクシー利用券を使用することができます。

利用時の注意点

タクシー利用券の申し込み方法

交付申請書を市役所（交通政策課）、または各支所へ提出（郵送可）してください。※代理申請可

利用券が利用できるタクシー会社

(有)大成交通 ☎0476-99-1195、船尾タクシー(有) ☎0120-46-0239、(株)都市交通 ☎0120-071-258、
京成タクシーイースト (株) ☎0476-23-5519
(※旧社名：京成タクシー成田(株))

問い合わせ 交通政策課地域交通係

☎0476-33-4457 ✉koutsuuka@city.inzai.chiba.jp